

(仮称)利根町自治基本条例 「区・自治会・町内会」の定義(素案)

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (〇) 住民自治組織 一定の地域を基盤とする住民の組織であり、当該地域における住民自治の推進や相互扶助等を目的とした活動を行う団体をいいます。
-

※参考

- 「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」
地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。
- 「住民自治組織 地域コミュニティ協議会 活動のガイドライン」(龍ヶ崎市)
住民自治組織とは 一定の地域の住民によって自主的に組織された団体のことで、組織によって「〇〇区」「〇〇自治体」「〇〇町内会」などありますが、総称して「住民自治組織」といいます。活動の目的は、地域の住民が集まり、親睦を深めながら地域の輪を広げ、自分たちの生活に関わる共通の問題に自ら取り組み、これらを解決し、豊かで住みやすい地域社会をつくることにあります。